

自転車指導啓発重点路線(始良警察署)

令和7年8月



① 県道十三谷重富線及び始良市道
森山交差点～重富中学校前

➤ 選定理由

- ・ 県道十三谷重富線及びその周辺では自転車関連事故が発生 (令和5年2件)
- ・ 森山交差点付近の自転車利用者のマナーについての要望が多い。

② 市道仮屋馬場通線
新生町交差点～仮屋町交差点

➤ 選定理由

- ・ 通学のために自転車利用者も多く、不適切な歩道通行や並進する自転車も多い。
- ・ 自転車関連事故が発生 (令和5年中2件)

①・②の路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 信号無視
- 無灯火



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 信号を守る！

3 夜間は自分の身を守るためにもライトをつけましょう！

自転車のライトはつきますか？ 反射器材は汚れていませんか？

自転車が関係する交通事故の発生状況 (始良警察署管内・令和6年中)

重点路線	始良警察署管内		
		①	②
自転車関連事故	106	3	1

※ 件数は人身事故と物件事故の合計 (件)

警察では、自転車利用者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

